

担保有価証券取扱規定

第1条（担保有価証券の提供方法）

有価証券担保差入証書（以下「差入証書」といいます。）第2条第1項に規定する方法は、(1)から(3)までの場合に応じて、次のとおりとします。

- (1) 担保有価証券について、株券、社債券その他の証券（以下「株券等」といいます。）が発行されている場合（株式会社もみじ銀行（以下「銀行」といいます。）が(2)の方法を指定した場合を除く。） 銀行への株券等の交付
- (2) 担保有価証券が振替口座簿に記録されている場合 銀行の口座への振替
- (3) (1)及び(2)以外の場合 株主名簿、社債原簿その他担保有価証券の権利者を管理する法定の名簿（以下「株主名簿等」といいます。）における銀行への名義書換または質権者を銀行とする旨の記録

第2条（担保の解除）

差入証書第4条の手続きは、次のとおりとします。

- (1) 担保権設定者（以下「設定者」といいます。）が、銀行に対し、担保の解除を申し出るときは、銀行の指定する方法に従い担保解除依頼書または担保品預り証を提供して行わなければならないものとします。
- (2) 銀行は、銀行が担保の解除に同意した後、遅滞なく、次の方法により、担保有価証券またはそれに相当する有価証券を返還いたします。
 - (a) 担保有価証券について株券等が発行されている場合 設定者への株券等の交付
 - (b) 担保有価証券が振替口座簿に記録されている場合 設定者の口座への振替
 - (c) (a)及び(b)以外の場合 株主名簿等における設定者又は包括承継人への名義書換または質権者を銀行とする旨の記録の抹消

第3条（増担保）

1. 差入証書第5条第1項に規定する方法は、次のとおりとします。

- (1) 担保有価証券について株券等が発行されることとなった場合 銀行への株券の交付
- (2) 担保有価証券が上場その他の事情により振替口座簿に記録されることとなった場合 銀行の指定する口座への振替
- (3) 定款変更その他の事情により、担保有価証券について株券等が発行されないこととなった場合 株主名簿等における銀行への名義書換又は質権者を銀行とする旨の記録

2. 差入証書第5条第3項に規定する方法は、次のとおりとします。

- (1) 同項に規定する財産について株券等が発行されている場合または当該財産が動産である場合 銀行への当該株券等または当該財産の交付
- (2) 当該財産が振替口座簿等に記録されている場合 当該財産の銀行の指定する口座への振替
- (3) (1)及び(2)以外の場合 当該財産について株主名簿等における銀行への名義書換または質権者を銀行とする旨の記録

以上

(2020年4月1日現在)